

十日町地域広域事務組合障がい者活躍推進計画

令和2年4月1日

十日町地域広域事務組合
管理者 十日町市長

1 策定趣旨

令和元年6月に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）が改正され、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、障がいのある職員が職場で活躍できるための推進計画を策定し、公表することが義務付けられました。

このことを踏まえ、障がいのある職員一人一人が障がいの特性や個性に応じて活躍できるよう本計画を策定しました。

2 計画期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

3 周知及び公表

本計画は、庁内グループウェアへの掲載等によりすべての職員に対し周知するとともに、ホームページに掲載して公表します。

4 当組合における障がい者雇用に関する課題

当組合は、主として家畜指導診療業務及び消防業務を担う一部事務組合であり、職員の条例定数は、事務部局が3人、家畜指導診療所が3人、消防部局が116人の計122人となっています。

このうち消防吏員の採用について、受験資格にいくつかの身体基準を設けていますが、障がい者に限定した募集及び採用は行っていません。

また、家畜指導診療所の職員を募集する場合は、獣医師免許を有するといった受験資格を設けており、事務部局には十日町市からの移籍職員が含まれていますが、消防部局と同様、障がい者に限定した募集及び採用は現在行っていません。

過去には、在職期間中の疾病・事故等により障がい者となった職員（以下「中途障がい者」という。）が若干名在籍することもありましたが、個別に対応してきており、大きな問題は生じませんでした。今後、職員の高齢化に伴い、中途障がい者となる職員が発生する可能性もありますが、これまで組織的な体制整備は特段行っていないのが現状です。

5 目標

(1) 採用に関する目標

ア 消防吏員は、障害者雇用率制度の除外職員であることから、今後も障がい者に限定した募集及び採用を行うことは困難と考えます。しかし、

現行の受験資格の身体基準を見直すこと等により、障がい者であることを理由に応募できない、不採用になるということはありません。

イ 事務部局3人のうち2人は、当組合構成市町である十日町市からの移籍職員であり、また、家畜指導診療所の職員も3人と少数であることから採用の機会は少ない状況ですが、募集をする際は、障がい者であることを理由に応募できない、不採用になるということはありません。

(2) 定着に関する目標

中途障がい者を含め、障がい者が在籍することとなった場合には、不本意な離職等を生じさせないように努めます。

6 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

ア 障害者雇用推進者として、総務課長を選任します。

イ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、速やかに選任します。なお、資格要件を満たさない場合は、資格認定講習を受講させます。

ウ 障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、中途障がい者が在籍することとなる場合は、総務課に相談窓口を設定し全庁へ周知します。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

中途障がい者がその障がい等により従来業務の遂行が困難となった場合又はその相談があった場合は、円滑な職場復帰等のために必要な職務又は負担なく遂行できる職務の選定・創出など、働き方について検討します。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

ア 相談窓口のほか、障がい者である職員に対しては、人事評価制度の面談などの機会を通じて職場環境の整備や通院等に関する配慮の必要性を把握し、その内容を検討した上で必要な措置を講じます。なお、措置を講じる際は、障がい者の要望を踏まえつつも、過重な負担とならないように実施します。

イ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないこととします。

(ア) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。

(イ) 「自力で通勤できること」といった条件を設定する。

(ウ) 「介助者なしで業務遂行が可能」といった条件を設定する。

(エ) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

(オ) 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第4条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場や自立の促進の拡充に貢献します。